

委員長（溝手顕正君） ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

まず、本会議における国務大臣の報告及びこれに対する質疑に関する件を議題といたします。

本件につきましては、理事会において協議いたしました結果、本日の本会議において、日米安全保障協議委員会出席報告について麻生外務大臣から、在日米軍再編に係る日米協議に関する報告について額賀国務大臣から報告を順次聴取するとともに、これに対し、自由民主党一人五分、民主党・新緑風会一人十分及び公明党一人五分の質疑を順次行うことに意見が一致いたしました。

理事会申合せのとおり決定することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

委員長（溝手顕正君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

委員長（溝手顕正君） 次に、本会議における議案の趣旨説明聴取及び質疑に関する件を議題といたします。

本件につきましては、理事会において協議いたしました結果、次のとおり意見が一致いたしました。

すなわち、地球温暖化対策の推進に関する法律

の一部を改正する法律案につき、本日の本会議においてその趣旨説明を聴取するとともに、民主党・新緑風会一人十五分の質疑を行うこと。

また、消費者契約法の一部を改正する法律案について、本日の本会議においてその趣旨説明を聴取するとともに、民主党・新緑風会一人十五分の質疑を行うこと。

以上のとおりであります。理事会申合せのとおり決定することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

委員長（溝手顕正君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

委員長（溝手顕正君） 次に、本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

事務総長（川村良典君） 御説明申し上げます。

本日の議事は、最初に、日程第一 国務大臣の報告に関する件でございます。麻生外務大臣から日米安全保障協議委員会出席報告が、額賀国務大臣から在日米軍再編に係る日米協議に関する報告があり、これに対し、福島啓史郎君、浅尾慶一郎君、高野博師君の順に質疑を行います。

次に、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明でございます。まず、日程に追加して提出者の趣旨説明を求めると

とを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、小池環境大臣から趣旨説明があり、これに対し、谷博之君が質疑を行います。

次に、消費者契約法の一部を改正する法律案（閣法第五四号）の趣旨説明でございます。まず、日程に追加して提出者の趣旨説明を求めるとを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、猪口国務大臣から趣旨説明があり、これに対し、芝博一君が質疑を行います。

次に、日程第二について、経済産業委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第三について、国土交通委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第四について、厚生労働委員長が報告された後、採決いたします。

なお、本日の議案の採決は、いずれも押しボタン式投票をもって行います。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。その所要時間は約二時間十五分の見込みでございます。

委員長（溝手顕正君） ただいまの事務総長説明のとおり本日の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

委員長（溝手顕正君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、予鈴は午前九時五十五分、本鈴は午前十時でございます。

暫時休憩いたします。

午前九時四十三分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕